



Title	高齢者への不適切なケアの研究：方法論的考察
Author(s)	安部, 幸志
Citation	大阪大学臨床老年行動学年報. 1999, 4, p. 37-46
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/5944">https://doi.org/10.18910/5944</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 高齢者への不適切なケアの研究 —方法論的考察—

安 部 幸 志

## I. はじめに

現在、老人とその家族を巡る状況は目まぐるしく変化している。来年度には待望の介護保険がついに実施されることになり、関係する官民を問わずその整備に追われている。介護保険の施行まであと一年とせまった今だからこそ、あえて介護という行動について再考してみる必要があるのではないだろうか。

## II. 介護について

介護という表現は、養護老人ホームの入所者を規定するために作られた昭和38年の老人福祉法第11条第1項第3号の中で初めて使用された言葉である。

「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの」

これは介護と養護を区別するためにあえて「介助」や「介抱」から作られた造語である。言葉が作られてから30年が過ぎ、現在では寝たきり老人・ぼけ老人の介護、介護者、在宅介護サービスといった「介護」の活用形が世の中に溢れている。従来、養護・介護と看護の職分についてその難しさが述べられていたが、介護支援専門員（ケアマネージャー）が誕生し、しかも元看護婦が率先して業務に従事することで、今後その職分と言葉の定義はあいまいなものになってくる可能性がある。本稿では介護を「健康障害のために必要となる24時間を通しての世話」とし、看護と一応の区別があるものとして論を進める（小玉香津子ら、1987）。

## III. 介護と家族

介護は誰の、どのような行動であるのだろうか。わが国では、高齢者の世話＝介護は家族が行うものと言う意識が強く、介護は主に家族の力で行われてきた。実際栃木県の調査によると85.5%の介護者が公的な機関への相談を必要としておらず（栃木県、1990）、神奈川県調査では「在宅介護で負担が重くなったときに利用したい」と考えている介護者は36.2%で半数にも満たなかった（神奈川県、1993）。横浜市の調査では、要介護者が「在宅での介護を望む」が52.9%、施設介護希望者は31.5%であった。在宅介護を希望する者の90%以上は家族が介護者であることを望んでいた（横浜市、1991）。この数字は次の二つのことを示している。

一つは、住み慣れた家で過ごしたいという希望である。黒田は、一般の老人に比べて、要介護老人では専用居室の有無などの住居状況や家計状況は、日常の送り方に密接に影響しており、一般的の老人よりも生活満足度を強く規定していると述べた。(黒田、1998)。大阪府で要介護老人の5年間を追跡調査したZhaoらは、専用居室があるかどうか、トイレや浴室が使いやすいかどうかといった住居条件が、長期的に見た場合に老人の生命予後に有意に関連している事を報告している(Zhao, 1993)。高齢者は出来るだけ自分の手の届く範囲で生活することを希望し、それが生命予後にまで関係しているのである。

もう一つは、高齢者の家族介護への指向性である。わが国では介護=世話は家族で行うものという意識が強く、年齢が高いほどその指向性は強い。以前、自分が高齢者の世話を行った経験のある高齢者が、下の者にそれを期待するのもやむを得ないのかもしれない。しかし、McCormikら(1996)のアメリカ在住日系アメリカ人の調査では、もし自分が痴呆に冒された場合、在宅で家族による介護を希望する者は11%であったのに対し、53%がナーシングホームでの介護を希望していた。このように同じ民族でも文化の違う環境で生活していると、介護に対する考え方も違ってくる。そこには子供の親に対する「恩」「考」を意識した日本社会特有の家族関係が要因として存在している(今井幸充、1998)。

だが、たとえ高齢者がそのように考えていたとしても、高齢化社会及び核家族化の進行が、家族による介護を限界にまで追いつめている。家族が提供してきた「世話」は家族そのものの機能の低下から、高齢者の需要に応えることが出来なくなってきたのである。そのプロセスの中で、家族による「世話」機能を補うものとして「介護」が出現し、社会的に受け入れられ、介護福祉士という国家資格の誕生にまで発展していったのである。つまりところ、ゴールドプランや介護福祉士の誕生、そして介護保険法案の可決は、今の高齢化社会のニーズに沿って進んできたと考えてよいのではないだろうか。

#### IV. 介護の心理学的研究；本稿の目的

介護が社会的に容認されるようになると、研究分野として介護が取り上げられることが多くなった(黒田、1998)。介護にまつわる事象は多岐に渡り、心理学に関するトピックとして、ストレスや燃え尽き症候群の研究は一定の成果を残している(中谷、1989)。特に、老人を抱える家族の研究は近年になって相当数増えてきている(上田ら、1994；吉田久美子ら、1997)。本稿ではその中でも家族による老人に対する不適切なケア=老人虐待について取り上げることにする。この研究は幼児虐待、夫婦間暴力に続いて70年代後半に少しずつ取り上げられるようになり、アメリカ・カナダで瞬く間に広がっていった分野である。現在では一定の成果を上げ、それを生かしたプログラムがすでに組まれている州もある(Neale et al., 1996)。

日本では家族と介護について研究する際、高齢者に対する不適切なケアについて積極的に取り上げられることは少なかった。たびたび話題とされながらも、研究の中で虐待のケースは「最も対処が困難な」例外として処理される事が多い(春日キスヨ、1997)。しかし、労働組合・連合の調査(1994)では、主たる家族介護者の1.9%が要介護者に「いつも憎しみを感じ」、32.7%が「ときどき憎しみを感じている」と答えており、要介護者への虐待の経験は「よくある」が2.0%、「ときどきある」は14.4%、「あまりない」が33.2%であり、

少しでも虐待の経験があるものを含めば、その経験は家族介護者の二人に一人の割合にのぼっている。日本においても家族による不適切なケアは決して例外ではないのである。

本稿では高齢者に対する不適切なケアについて、すべての高齢者への社会的・個人的虐待ではなく、高齢者を在宅で介護している家族の不適切行動として論じる。また日本における高齢者への不適切なケアへの研究的枠組みを作り、今後の在宅介護研究への一助とすることを目指している。

## V. 定義的問題

高齢者への不適切なケアとは、上述したように老人虐待として話題にあがる事が多い。老人虐待の定義は研究者ごとに異なり、「10人研究者がいれば10の定義がある」と言われている（柄澤、1995）。日本における老人虐待研究の先駆者である高崎（1995）は、老人虐待をアメリカの法律に習い、次のように定義している。

「虐待とは意図的な傷害の行使、不条理な拘束、脅迫、または残酷な罰を与えることによって、身体的な傷、苦痛または精神的な苦痛をもたらす行為」（高齢アメリカ人法第144条における老人虐待の定義からの引用）

また虐待の類型にも多くの議論が為されている（Decalmer, 1993）。しかし、どの行動は虐待でどの行動は虐待でないか、研究者の主観が影響し虐待の類型を固定するのは不可能であることのように思える。幾人かの研究者は（ex. Gebotys, O'Connor & Mair, 1992; Moon & Williams, 1993; Hudson, 1994）、虐待について定義付けをする事自体に疑問を抱いている。高齢者がその行動をどう感じるかは文化や価値観、伝統そして個人的要因によって非常に影響されるであろうし（Wolf, 1997）、高齢者が虐待と感じたときに介入の方略が採られるべきであるが、実際には痴呆症が進み認知的障害によって訴えることが難しくなることも考えられる。研究を行う上で操作的定義を毎回行うのは好ましくないことがあるが、高齢者虐待に関する問題は国際的理義が求められる問題である。わが国で行われた調査は極わずかであるが、それらの研究においては、Wolf & Pillemer (1989) の定義をいくつか問題があるとしながらも使用している（田中ら、1997）。

それによると、老人虐待は大きく分けて四つに分類される。

- 1, 身体的虐待 (Physical Abuse)
- 2, 心理的虐待 (Psychological Abuse)
- 3, 物質的虐待 (Material Abuse)
- 4, 放任・放置 (Neglect ; Active and Passive Neglect)

身体的虐待とは、肉體的な暴力のことで、殴る、蹴る、抓る、火傷、拘束などが挙げられる。その動機や内容は様々で、口争いの挙げ句、介護者が感情的になり暴力を振るう、聞き分けがなく同じ失敗を繰り返すので折檻する、金をせびりに来て乱暴するなどが挙げられる。時には鬱憤晴らし、昔の恨みといったものが原因となることもある。

心理的虐待とは言葉による暴力、例えば侮辱、脅迫などである。故意に口をきかずに無視する、家族から隔離するなどもこれに含まれる。

物質的虐待とは搾取のことで本人に日常の金銭的管理能力や財産管理能力がない場合、誰かがそれを援助したり、代行する必要が出てくる。実際には本人の身近な家族などが本人と話しあって、一応は当事者間の合意のもとに誰かが代行している事が多いと思われるが、時には本人の意思が無視される、誰かが勝手に使ってしまうなどのことが起こる。意志能力が十分でない老人が不動産や株の取り引きの当事者になり結果的に莫大な損害をかぶる場合がある。また勝手に印鑑を使われてしまい、詐欺・横領の被害者となるケースもこれに含まれる。

放任・放置とは劣悪な環境でろくに食事も与えられず、放置させられている場合や、介護者が病弱であったり、仕事を持っていて時間がないので必要な介護がなされないケースを示す。また家族が介護や老人へ関心を示さず、無頓着な振る舞いをみせ、結果的に放置・放任と見なされるケースもこれに含まれる（柄澤、1995）。

上に述べた虐待の他に、性的虐待や施設内での虐待も大きな問題である。また権利意識が強いアメリカでは虐待を権利侵害として定義付けし、研究初期においては法的側面からの研究が多く行われていた（Lau & Kosberg, 1979）。

本稿ではあえて虐待を不適切なケアとした。Fulmer & O'Malley (1987) は、虐待のこれらのカテゴリー化に疑問を唱え、虐待とは「高齢者のニーズに応えることが出来ない、あるいは高齢者が望んでいない介護者の行動」として要介護者の心理状態によって定義づけるべきだと述べている。また無視・放置は「当然応えるべきケアのニーズに対し、介護者が持っている責任の放棄」として概念的に心理的虐待と相關していると述べている (Fulmer & O'Malley, 1987)。初期の研究において、研究の目的はどのような高齢者が、どのような虐待を受けているか、であった (Cooney & Howard, 1995)。それによると、典型的な被害者は75歳以上で、女性、未亡人、介護者へ身体的・精神的に依存しているという輪郭が多くの研究で明らかにされた (Lau & Kosberg, 1979)。しかし、Pillemer & Finklehor (1988) は虐待されている高齢者の調査において、虐待されていない高齢者に比べ、常に病気や障害、そして ADL の低下といった条件を備えているわけではないことを明らかにした。Cooney ら (1995) は高齢者は在宅において相当量のケアを虐待を行った家族から受けており、虐待の原因として被害者側の要因よりも介護者側の要因を重視すべきだと提言している。その見地から考えると、虐待という定義に基づいた客観的観察による研究よりも、介護者の不適切と考えられる行動を対象にし、介護者側がなぜそのような行動をとるようになるのか、その要因と危険因子について検討を加えていく方法が介護状況下における虐待をうまく説明できるかもしれない。

## VI. 不適切行動の理論的背景

虐待の分野での研究は、幼児虐待であれ、夫婦間暴力であれ、理論に裏打ちされた調査は少ない (Wolf, 1997)。Gelles (1993) は家族間暴力の分析に際し、三つの理論的立場からアプローチを試みた。

- 1, 個人的要因、心理学的・精神医学的要因；虐待者のパーソナリティが暴力行動の決定的要因なのではないか
- 2, 社会心理学的要因；個人的要因と家族機能や構造が相互作用によって虐待の前兆となる行動を作り出したのではないか
- 3, 社会学的、社会文化的要因；暴力や家族関係は社会環境によって変化しうるもので、不平等意識や家長制度、文化的規範に影響されているのではないか

老人虐待の研究はこの視点に立ち、Situational Model (状況モデル), Social Exchange Theory (社会的交換理論), Symbolic Interaction (シンボリック相互作用主義) という三つの理論モデルによって説明されることが多い (ex. MacDonald, 1991; Declamer, 1993)。Situational Model とは介護者が介護によって強いストレスを感じており、その軽減のために虐待的な行動をするというモデルである (Phillips, 1989)。Social Exchange Theory は基本的な人間関係の成立を説明する理論で、人間と人間との行動の交換を商取引における売り手と買い手との関係と見なし、互いに利益最大・損失最小を求めて交渉が行われると考え、相互に過不足なく利益が享受できたとき、交渉（取り引き）が成立したと見る。つまり、この文脈において介護者と被介護者の関係に着目すれば、互いに最も都合のいいケアを巡って取り引きを行い、そのバランスの中で介護者は自分にとって最も都合のいい状態（無視・放置）や、拘束など介護負担が少ない方略を探ろうする。また夫の母を介護しているケースでは、夫から得られる利益（優しい言葉）及び世間体からの利益（よい嫁だという評判）を最大にするために心のこもった介護を行い、それらの利益が得られない場合に虐待的になる、つまり介護による損失を最小にする方略が採られているという見方が出来る。Symbolic Interaction によるアプローチは社会的学習理論やモデリングに言及し、相互作用のパターンや一定の交渉プロセスによって説明できるとしている。親に暴力を受けて育った子供が親を虐待するのはこの理論によって説明できる。

McPherson (1990) はこの三つの理論に加えて、ジェンダーによる説明を試みている。この見地に立つとジェンダー関係の中で男性は女性を抑圧しがちであり、その延長線上に虐待があるとしている。しかし、これだけでは夫婦間暴力とシステム的に同じであり、高齢者虐待に特筆すべきことではない。介護行動への評価が男性と女性で異なっているか、介護行動が女性のすべき行動として規範化されている場合、男性は自分が介護者の立場になったとき強いストレスを感じるかもしない。わが国では社会的に見て、欧米よりも介護行動は女性のものとして強く規範化されている（春日キスヨ、1997）。したがって男性の中でもジェンダー意識が高い男性に介護に対する抵抗感があり、その結果として虐待に走る傾向が強いかもしない。また、一見虐待とは無関係であるが、末期医療においても性役割意識は高齢者の行動を強く規定する。柏木（1987）の調査では、ガンの末期状態

において延命治療を中止するかどうかという質問に対し、男性高齢者は「持続して欲しい」62.9%、「中止して欲しい」31.1%、女性高齢者は「持続」30.5%、「中止」62.6%であったという。柏木はこの結果に対し「世話されることに慣れている男性にとっては、世話されながら生き長らえたいという気持ちが湧き、女性老人は周りの者の世話になってまで生き長らえたくないという気持ちになるのではないか」と解釈し、介護を「世話」として定義づけることが出来るのであれば性役割意識が介護、そして末期医療に関する行動とも無関係ではないことを示している。「世話」はされるものであり、するものではないという意識があるかぎり、抵抗感から虐待（特に無視や放置）と繋がる危険性がある。

## VII. 研究方法

このような理論的背景をもとに実際に行われた二つの調査について概観してみる。

Pittaway ら (1995) は、カナダのオンタリオで55歳以上の成人385人にインタビューを行い、虐待の危険因子について考察を行った。その中で、状況モデル、社会的交換理論、シンボリック相互作用主義、そしてフェミニズム理論（ジェンダー理論に近い）を理論的方法として採用し、それに基づく分析を試みている。

まず、各モデル理論に沿って、変数を選択し、ロジスティック回帰分析によって理論がどれだけデータに当てはまるか、その適合度を検討している。それによると、理論としてはシンボリック相互作用主義による分析がもっとも心理的虐待に高い当てはまりを得た。飛び抜けて高く適合した理論はなかったが、全体としてはフェミニズム理論がどのタイプの虐待に対しても高い適合が見られた。

この研究からはどの理論が最もよく説明できるのかという疑問に短絡的に回答することは出来ない。まして日本における介護家族の不適切なケアを説明する理論としてこの研究結果を適用するのは非常に危険である。

不適切なケアは様々な原因が複雑に絡み合っている現象である。したがって、どの原因が最も強く関係しているのかという事と同時に原因同士がどのように関連しているのか、ということも明らかにしなければならない。

実際には家族関係やストレスは相互に影響するものであり、どちらが原因であるか見分けるのは難しい。しかし、Steinmetz (1990) はこの各因子の関係を考慮に入れて分析を行い、新しいパラダイムを提示している。

Steinmetz は104人の介護者を対象にインタビューを行い、依存性、介護負担、高齢者の問題行動、ストレスについて検討を行った。老人虐待を基準変数とし、他の原因と考えられる要因を説明変数とし、因子の関係性を考慮したモデルを作成したのち、パス解析を行っている。因子の関係性は Figure.1 に示す。

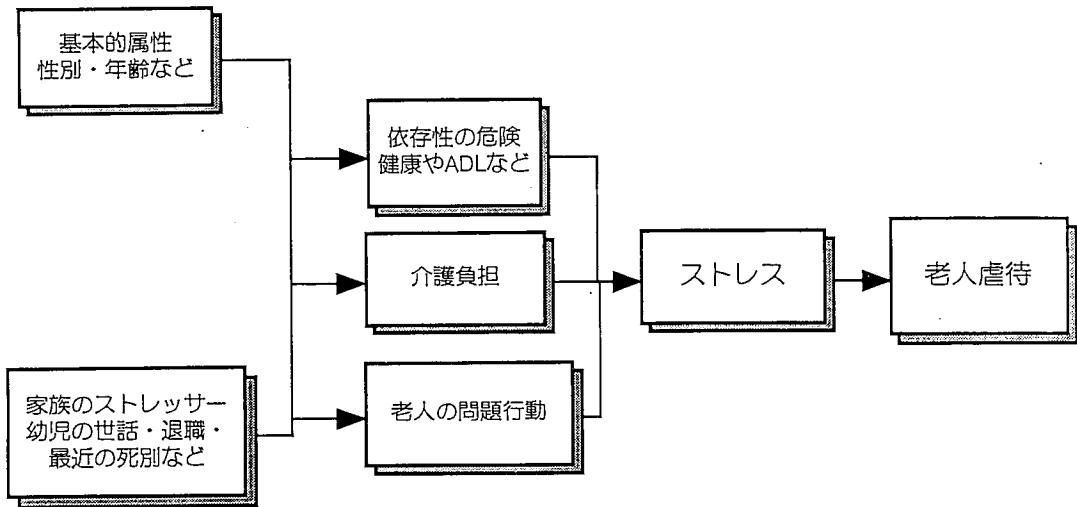


Figure.1  
Steinmetz (1990)

この結果からは多くのことが読みとれ、現場でも有用性が高い。聞き取り調査という方法でデータを収集するとき、このような分析を考慮に入れるケースは少ない。虐待に影響を与える因子について考察し、しかも介入の方略まで提示することを目標とするのであれば、計画の段階で理論的背景と共に分析方法まで考えておくことで、最も有効性のある介入ポイントが検討できるのではないだろうか。

### VIII. 研究の問題点

今まで高齢者に対する不適切なケアの研究について概観してきたが、この分野の研究には問題点が多いのも事実である。虐待研究の問題点として大きく4つの問題点が挙げられるが、次にその問題点について考察を行う。

家族内での不適切行動研究の第一の問題点は、正直な報告が得にくいということである。不適切であるからこそ、介護者は隠蔽したがるし、社会的にも望ましい行動ではない。また、他人間の暴力ではなく愛情による結びつきや一体感を持つごく親密な配偶者や家族の間の出来事であるが故に、被害者さえもある種の共犯的意識があり、虐待の事実を報告することは自分たちの恥部をさらすような感じがするのではないかだろうか。

日本には「恥の文化」が存在し（ベネディクト、1946）、介護を義務と感じさせ、施設に預けることを恥と感じる根強い文化がある。在宅介護について研究するときには在宅で過ごさせてあげたいという愛情だけではなく、この恥の文化についても考慮しなければならない。介護行動の中でも、家族の間のプライバシーに関する情報と関係するため、不適切なケアは最も外部へ情報公開しにくい側面と考えられる。

第二の問題点として何を虐待と見なし、どのように測定するのかという問題がある。どこからどこまでが暴力であるのか、虐待とはどのような行動なのかという根本的な間に答

えることは容易ではない。本人の主観的基準を用いる事もできるし、具体的行動をカテゴリー化した客観的尺度を作成し、操作的に定義することも可能である。

虐待の定義に関する統一的、法的見解が確立されていないため、個々の研究者ごとに想定する虐待の意味にズレがあり、用いる尺度も様々である。最近になって Reis & Nahmias (1995) が CASE (Caregiver Abuse Screen for the Elders) を発表し、介護者による虐待を客観的に測定する方法について検討を行った。

44人の虐待経験のある介護者と95人の虐待経験がない介護者に質問紙調査を行い、因子分析の結果、虐待因子とネグレクト因子が抽出された。尺度全体の信頼性は.71で比較的高い信頼性が得られている。老人虐待の各研究間で比較に耐えうる客観的基準としてはこのCASE以外には見受けられない。

このような客観的基準を採用し、数値化することによって研究間、サンプル間の比較が可能になるという意味では CASE のような尺度の有用性は高い。

しかし、この種の尺度だけで不適切なケアの実態を全て捉えるということは出来ない。操作的に定義された虐待行為の頻度を測定するにとどまらず、その危険因子や虐待のメカニズム、そして如何にして、どのような介入が有効なのか、まで範疇に入れた研究計画が必要である。そしてこれらの尺度が持つ限界を考慮した慎重な計画をたてなければならない。

第三に調査標本のサンプリングの問題がある。介護状況下の不適切な行動が一般にどのくらい蔓延しているのかを把握しようといった類の調査においては、母集団とほぼ等質とみなせる標本を選ぶことが必要である。老人虐待の経験がある介護者の特徴を解明しようとする場合には、無作為抽出したサンプルの中でたまたま虐待をしている介護者を対象とするのか、医療機関、保健婦、ケアワーカーなどに訴えたり、相談したりした者のリストの中から抽出するのか、自発的に研究に協力しようという者に頼るのかという問題がある。今まで行われた数少ない日本の研究 (ex. 高崎ら、1995 ; 田中、1997 ; 金子、1987) では第三者による評定によって虐待のデータが得られている。だが、それらのサンプルは広くかつ秘やかに行われている不適切なケアを代表しているとはいえない。また虐待をしている介護者としていない介護者の比較も評定によるバイアスによって、信頼性のある比較検討が難しい。

第四に虐待を問うこと自体の倫理的問題がある。例えば、虐待を問うことによって家族の行動が強化され、高齢者をさらなる危険にさらすということも考えられる。「虐待をしています」という子供の勇気ある告白が、遺産問題における告白者の不利益をもたらすこともあり得る。今現在うまくいっている介護状況が過去の虐待を思い出すことによって悪化することもないとは言い切れないものである。

以上に述べたような問題点や限界を踏まえた上で、より正確な、そして意義のある研究を進めていくことが求められる。現在までの高齢者の不適切なケアの研究は欧米のものがほとんどであり、日本では本稿で取り上げた研究がすべてといっても過言ではない。しかし、この現象そのものは昔から存在し、今後日本が超高齢化社会を迎えるにあたり、アメリカ以上に社会的問題として浮上してくる可能性が高い。欧米の様々な分野での先行研究を参考にし、文化差も十分に考慮に入れて、今後この領域の研究を進めていくことが必要

と思われる。

## IX. 参考文献

- Benedict, R. 1946 The chrysanthemum and the sword : patterns of Japanese culture.  
Houghton Mifflin. (長谷川松治訳 1972 菊と刀 社会思想社)
- Cooney, C., & Howard, R. 1995 Abuse of patients with dementia by carers.  
*International journal of geriatric psychiatry*, 10, 735-741.
- Declamer, P., & Glendenning, F. eds. 1997 The mistreatment of elderly people. 2nd.  
SAGA publications.
- 柄澤昭英 1995 老人虐待をめぐって－米国の事情を中心に－ 保健婦雑誌, 51 (7),  
511-516.
- Fulmer, T.T., & O'Malley, T.A. 1987 Inadequate care of elderly: A health care  
perspective on abuse and neglect. Springer, New York.
- Gebotys, R.J., O'Connor, D., & Mair, K.J. 1992 Public perceptions of elder physical  
mistreatment. *Journal of Elder Abuse and Neglect*, 4 (1/2), 151-172.
- Gelles, R.J. 1993 Though a sociological lens: Social structure and family violence. In  
Gelles, R.J. & Loeske, D.R., ed. Current Controversies on Family Violence,  
SAGA publication, 31-46.
- Hudson, M. 1994 Elder mistreatment: A taxonomy with definitions by Delphi. *Journal  
of Elder Abuse and Neglect*, 3 (2), 1-20.
- 今井幸充 1998 日本における痴呆性老人家族介護者の意識と態度 老年精神医学雑誌, 9  
(2), 151-157.
- 神奈川県 1993 神奈川県老人健康実態調査(専門調査).
- 金子善彦 1987 老人虐待、星和書店.
- 柏木哲夫 1987 生と死を支える 朝日選書.
- 春日キスヨ 1997 介護とジェンダー 家族社.
- 小玉香津子 1987 看護と介護－効果的な共同のための展開－ 看護, 39 (4), 18-25
- 黒田研二 介護を要する高齢者とその介護者の健康の保持・増進に関する研究 社会問題  
研究, 47 (2), 89-107.
- Lau, E., & Kosberg, J.I. 1979 Abuse of the elderly by informal care providers, *Aging*,  
299-301, 11-15.
- MacDonald, L., Hornik, J.P., Robertson, G.B., & Wallce, J.E. 1991 Elder Abuse and  
Neglect in Canada. Butterworth.
- McCormic, WC., Umoto J., & Young H., et al 1996 Attitude towards use of nursing  
homes and homes care in older Japanese-Americans. *Journal of the American  
Geriatrics Society*, 44, 769-777.
- McPherson, B.D. 1990 Aging as a Social Process (2nd.) Butterworths.
- Moon, A., & Williams, O. 1993 Perceptions of elder abuse and help-seeking patterns  
among African-American, Caucasian-American, and Korean-American elderly

- women. *Gerontologist*, 33 (3), 386-395.
- 中谷陽明、東條光雄 1989 家族介護者の受ける負担－負担感の測定と要因分析－ 社会老年学, 29, 27-36.
- Neale, A.V., Hwalek, M.A., Goodrich, C.S., & Quinn, K.M., 1996 The Illinois elder abuse system: program description and administrative Findings, *Gerontologist*, 36 (4), 502-511.
- 日本労働組合総連合 1994 55歳以上の介護を必要としている人を抱えている家族の実態調査.
- Phillips, L.R. 1989 Issues involved in identifying and intervening in elder abuse. In Finlinson, R., & Ingman, S. eds. *Elder Abuse: Practice and Policy*. Human Science Press. 197-217.
- Pillemer, K.A., & Finklehor, D. 1988 The prevalence of elder abuse: A random sample survey. *Gerontologist*, 28 (1), 51-57.
- Pittaway, E. D., & Westhues, A. 1995 Risk factor for abuse and neglect among older adults. *Canadian Journal of Aging*, 14 (sup.2), 20-44.
- Reis, M., & Nahmias, D. 1995 Validation of the caregiver abuse screen, *Canadian Journal of Aging*, 14 (sup.2), 45-60.
- Steinmetz, S. K. 1990 Duty Bond-Elder Abuse and Family Care-, SAGA publication.
- 高崎絹子、佐々木明子、谷口良美、他 1995 老人の虐待と支援に関する研究 [1] 保健婦雑誌, 51 (12), 966-977.
- 高崎絹子 谷口良美 佐々木明子 外口玉子 編著 1998 “老人虐待” の予防と支援 日本看護協会出版会.
- 田中莊司他 1997 高齢者の安全確保に関する調査研究事業報告書－高齢者虐待の実態に関する調査研究、長寿社会開発センター.
- 栃木県 1990 栃木県老人・生活実態調査報告書.
- 上田照子、橋本美知子、高橋祐生、他 1994 在宅要介護老人を介護する高齢者の負担に関する研究 日本公衛誌, 41, 499-508.
- Wolf, R.S., & Pillemer, K.A. 1989 *Helping elderly victims: The reality of elder abuse*. Columbia University Press.
- Wolf, R.S. 1997 Elder abuse and neglect: Causes and Consequences. *Journal of Geriatric Psychiatry*, 30 (1), 153-174.
- 横浜市衛生局・民政局 1991 横浜市(在宅)高齢者健康実態調査報告書、基礎・専門集計結果表.
- 吉田久美子、南好子、黒田研二 1997 要介護高齢者の介護者の負担感とその関連要因 社会医学研究, 15, 7-13.
- Zhao, L., Tatara, K., & Kuroda, K., et al. 1993 Mortality of frail elderly people living at home in relation to housing conditions. *Journal of Epidemiology and Community Health*, 47, 298-302.